

令和5年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和5年9月7日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔

議事日程

- 第 1 同意第 15 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 2 議案第 29 号 令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 3 議案第 30 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 回）
- 第 4 議案第 31 号 令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 回）
- 第 5 議案第 32 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 1 回）
- 第 6 議案第 33 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 議案第 34 号 川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 35 号 川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 36 号 川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 37 号 川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 38 号 工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（堺
橋 1 期下部工及び附帯工））
- 第 12 請願第 2 号 生きいきタクシー利用券の増加を求める請願書

個人情報保護の観点から、住所等の記載部分において黒の長方形のマスキングを付しております。

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 同意第 1 5 号

議 長 次に、日程第 1、同意第 1 5 号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第 1 5 号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条に、「教育委員会は教育長及び教育委員 4 人をもって組織する」と規定されております。

中原泰彦教育委員の任期が、本年 1 1 月 4 日をもって満了を迎えることから、議案のとおり引き続き中原泰彦氏を川棚町教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

中原氏は、議案に記載してありますとおり、川棚町猪乗川内郷 [REDACTED] [REDACTED] にお住まいで、年齢は昭和 4 4 年 [REDACTED] 生まれの 5 4 歳であります。

同氏は、平成 6 年 3 月に [REDACTED] 大学院をご卒業になり、同年 4 月から現在に至るまで民間企業において勤務されております。

令和元年 1 1 月 5 日から川棚町教育委員に任命され、本町の教育行政の向上に取り組んでいただけてきたところでもあります。

これまでの 4 年間において、豊富な経験と卓越した識見を生かして着実に成果を収め、教育に多大なご貢献をいただいております、住民の信頼も厚く、これからもその職務を十分に果たしていただけるものと確信しているところであり、ご提案を申し上げます。

なお、教育委員の新たな任期は、令和 5 年 1 1 月 5 日から令和 9 年 1 1 月

4日まで4年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

日程第2 議案第29号

議 長 次に、日程第2、議案第29号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第29号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,596万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,555万8,000円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、地方交付税の決定による増額、基金繰入金の減額、令和4年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

また、歳出においては、新型コロナウイルスワクチン集団接種事業の実施に伴う増額、町道城山岩立線崩落復旧工事の実施に伴う増額が主なものであり、そのほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について、計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうから詳細について説明をさせていただきます。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、21・22ページをお開きください。

1款議会費について説明いたします。1項1目議会費につきましては、人事異動に伴い、当初予算において計上しておりました会計年度任用職員人件費を減ずるもので、1節を151万1,000円、3節を19万7,000円、4節を30万4,000円、8節を2万5,000円それぞれ減額するものであります。次のページをお願いします。

2款総務費であります。1項2目庁舎管理費につきましては、当初予算において承認いただいております別館2階トイレ改修事業について、事業実施に向け設計したところ、物価高騰の影響により事業費の不足が生じたことから、14節工事請負費を230万円増額するものであります。

5目会計管理費につきましては、会計年度任用職員の雇用期間の延長に伴い1節を65万6,000円、3節を17万8,000円、4節を14万7,000円それぞれ増額するものであります。

8目情報システム管理費につきましては、通信アプリLINEを活用し、川棚町公式アカウント上から各種証明書のオンライン申請を可能とするための証明書発行決済サービス使用料として13節を増額するものであります。令和6年1月から、LINEによるオンライン申請の受付を開始する予定であり、住民福祉課及び税務課の各種証明書の発行を予定しております。

9目地域づくり事業費につきましては、会計年度任用職員の期末手当に不足が生じたため、3節を3,000円増額するものであります。

18目移住・定住促進事業費につきましては、移住促進を図るため、東彼3町が連携し、首都圏における移住相談会の実施に要する職員旅費として8節を増額するものであります。

2項2目賦課徴収費につきましては、法人町民税の確定申告及び個人町県民税の更正等に伴い、現行予算を超える歳出還付が見込まれるため、22節を150万円増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、職員手当に不足が生じる見込みであるため、3節を22万8,000円増額し、先ほどご説明しました通信アプリLINEによる証明書のオンライン申請に関する証明書郵送料として11節を7,000円増額するものであります。

5項2目統計調査費につきましては、令和7年に予定されている国勢調査に関し、県主催の説明会へ参加するための職員旅費として増額するものであります。なお、財源としては国勢調査準備委託金として全額県費を活用いたします。

6項1目監査委員費につきましては、新任監査委員及び書記の研修会への参加旅費として8節を2万6,000円、参加負担金として18節を4,000円増額するものであります。27・28ページをお願いします。

3款民生費について説明いたします。1項1目社会福祉総務費の説明欄の番号1、社会福祉総務費につきましては、22節償還金として、障害者自立支援給付費などに係る前年度国県負担金の確定に伴う返納金542万2,000円を増額するものであります。

番号13の介護保険事業費につきましては、職員手当に不足が生じる見込みであるため、3節を14万円増額し、令和4年度における介護保険料低所得者軽減に係る公費負担分について、介護保険事業特別会計への繰出金として27節を23万8,000円増額するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、医療的ケア児の家族負担の軽減を図るため、医療保険の適用対象外となる訪問看護に係る費用を補助する制度、医療的ケア児訪問型レスパイト事業の実施に要する経費として18節を72万円計上するものであります。なお、県が支援する医療的ケア児等レスパイト支援事業費補助金を財源として活用することとしております。本事業は、町内に該当者が2名見込まれており、福祉サービス1時間当たり7,500円、年間96時間を上限として支援することとしております。なお、今年度につきましては、来月から事業を開始する予定ですので、半年分の48時間を上限とする予定であります。次のページをお願いします。

4款衛生費について説明いたします。1項1目保健衛生総務費の説明欄の番号2、母子保健事業費につきましては、これまで委嘱しておりました母子保健推進員につきまして、会計年度任用職員の雇用へと変更することに伴い、7節報償費を40万円減額し、1節報酬を35万1,000円増額するものであります。

説明欄の番号4、国民健康保険事業費につきましては、職員手当の不足に伴い3節を26万8,000円増額するものであります。

2目予防費につきましては、9月下旬から実施する新型コロナウイルスワクチン接種の所要経費を計上するものであります。ワクチン接種に従事する医師や看護師、運営スタッフ等に対する謝金として7節を1,645万円、接種会場の光熱水費として10節を230万円、接種券等の郵送費や従事者の保険料として11節を124万9,000円、コールセンターや接種会場設営等委託料として12節を1,684万3,000円、コピー使用料として13節を30万円、接種会場仮設電源工事等として14節を32万円それぞれ増額するものであります。なお、全額国の交付金を財源として実施するものであります。次のページをお願いします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費につきましては、11月に和歌山県で開催が予定されている全国棚田サミットに参加するため、旅

費、食糧費、参加費として8節を9万5,000円、10節を5,000円、18節を3,000円増額するものであります。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号1、農業経営体経営持続支援事業費につきましては、燃料油高騰に対する支援策として、農業経営体が令和5年度に使用したA重油の使用量1リットル当たり10円を交付するための経費を計上しております。なお、財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

説明欄の番号2、肉用牛経営基盤維持支援事業費につきましては、飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家に対し、配合飼料価格安定制度において生産者が負担する積立金や、同制度に加入していない農家の単体飼料価格購入費の一部を助成するものであります。助成額は、1トン当たり200円とし、5000トン分の予算として100万円を計上しております。これに加え、繁殖牛農家の肉用子牛の生産原価の高騰を支援するため、販売した子牛1頭当たり2万円とし、90頭分の予算として180万円を計上しております。これら支援事業につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

3項3目漁港建設費につきましては、平成12年から13年にかけて整備した川棚西部漁港三越地区片島栈橋について、沈下が発生しているため、補修のための調査設計を行うため、委託料として382万1,000円を計上するものであります。

4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、燃料油高騰に対する支援策として、漁業経営体が令和5年度に使用したA重油の使用量1リットル当たり20円を交付するための経費を計上しております。財源については同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。次のページをお願いします。

8款土木費について説明いたします。1項1目土木総務費につきましては、職員研修に伴う参加負担金として18節を2万4,000円増額するものであります。

2項3目道路新設改良費の説明欄の番号1、道路新設改良事業費につきましては、国の事業である川棚医療センター前交差点改良事業に関連した町事業として町道中倉線改良工事であり、平成30年に実施した交差点付近の物

件価格等の再算定業務及び交差点より内側の立ち木等の物件を調査する業務、接続道路の設計業務に要する経費として12節を550万円計上するほか、町道良善寺線道路拡幅工事实施のため、用地買収費として16節を80万円計上するものであります。

説明欄の番号2、地方創生道整備推進交付金事業費につきましては、町道馬場線改良工事に関して用地確保に取り組んでおりますが、相続人の所在不明に対応するため、財産管理人申し立て手続きを実施するための家庭裁判所への予納金等として11節を30万5,000円計上するものであります。

説明欄の番号3、交通安全対策補助（通学路緊急対策）事業費につきましては、町道上組西部線（堺橋1期上部工）の実施に伴い、資材価格調査業務委託料として12節を49万4,000円計上するものであります。

4項2目港湾建設費につきましては、県営事業である白浜地区防波堤改良事業及び平島地区護岸改良事業について、事業費の増額に伴い、地元負担金として18節を140万6,000円増額するものであります。次のページをお願いします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費につきましては、財源の更正を行っております。特定財源欄のその他と一般財源をそれぞれ7万2,000円増減しておりますが、歳入として18ページをお開きください。

4項5目雑入の説明欄の番号30、消防団員安全装備品整備等助成金として交付決定がありましたので、7万2,000円を計上し、これに伴い財源を更正するものであります。戻りまして、37・38ページをお願いします。

10款教育費であります。2項1目学校管理費につきましては、当初予算に計上しておりました小串小学校体育館床の研磨塗装工事につきまして、材料費の高騰等の影響及び当初予算における計上漏れがあり、設計し直したところ、予算に不足が生じたことから14節を140万円増額するものであります。

3項1目学校管理費につきましては、令和4年度に実施した川棚中学校特別教室空調改修工事において、アスベストが検出されたため、今回、天井吹付材アスベスト定量分析調査の実施に要する経費として、12節を78万4,000円計上するものであります。

4項3目公会堂費につきましては、公会堂2階の防火シャッターの不具合や1階障がい者用トイレの便器フラッシュバルブの修繕等に対応するため、10節を200万円増額し、建築物及び建築設備定期調査に要する経費として12節を66万円増額するものであります。

5項3目柔剣道場管理費につきましては、令和4年度からの繰越事業としております柔剣道場トイレの改修事業につきまして、詳細設計を行ったところ、予算の不足が生じたことから14節を80万円増額するものであります。

6項1目管理費につきましては、当初予算において計上しておりました給食センターの電気設備改修工事に関して、物価高騰の影響を受け、予算の不足が生じたことから14節を30万円増額するものであります。次のページをお願いします。

11款災害復旧費であります。2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道城山岩立線の崩落復旧工事の実施のため、測量設計業務委託費として12節を1,250万円、復旧工事費として14節を2,600万円計上するものであります。なお、財源としては、国の支援メニューとして防災・減災対策等強化事業推進事業費補助金1,800万円の充当を予定しております。次のページをお願いします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額するものであります。以上が歳出についてであります。

続いて歳入を説明いたしますので、7・8ページをお願いします。

10款地方交付税について説明いたします。1項1目地方交付税につきましては、額の確定に伴い増額するものであります。9・10ページをお願いします。

14款国庫支出金について説明いたします。1項1目民生費国庫負担金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金の前年度精算に伴い、追加交付されるものです。

次の2目衛生費国庫負担金から2項5目総務費国庫補助金までは、歳出事業の増額に併せ補正するものであります。11・12ページをお開きください。

15款県支出金について説明いたします。1項2目民生費県負担金につき

ましては、先ほどの国庫負担金と同様、前年度精算に伴い追加交付されるものです。

2項県補助金につきましては、歳出事業の増額に併せ補正するものであります。13・14ページをお開きください。

18款繰入金について説明いたします。1項2目介護保険事業特別会計繰入金につきましては、介護保険事業特別会計の補正に伴い、繰入金を増額するものであります。

2項基金繰入金につきましては、今後の予算執行の状況を見込み、基金の繰入金を減額するもので、下水道事業基金及び減債基金からの繰入金をそれぞれ減額するものであります。15・16ページをお開きください。

19款繰越金であります。1項1目繰越金につきましては、令和4年度の決算確定に伴い生じた純繰越金の追加であります。次のページをお願いします。

20款諸収入について説明いたします。4項5目雑入の説明欄の番号14、宝くじ基金市町交付金（サマージャンボ分）につきましては、今年度から交付されないとの通知がありましたので、全額を減額しております。

番号21、30、31につきましては、事業の実施に伴う増額を計上しております。次のページをお願いします。

21款町債であります。1項6目臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う減額であります。

以上で歳入の説明を終わります。続きまして3ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました21款町債に対応するものでありまして、変更欄の補正前の限度額と補正後及び追加欄の限度額との差額及び追加欄の限度額が19ページの町債の補正額と一致するものであり、限度額の合計を4億2,358万円とするものであります。

43ページ目以降につきましては、給与費明細書を付けておりますが、こちらにつきましては、説明は省略させていただきます。

以上で令和5年度一般会計補正予算（第4回）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。堀田議員。

1 番 堀 田 1 番堀田です。32ページの漁港建設費の中で、三越漁港の岸壁が沈下をされたという話やったとですけど、どのくらい沈下をされたのか、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 質問にお答えします。三越漁港のところの片島棧橋なんですけども、片島公園側のほうは、沈下の高さまではちょっと確認をしておりますけども、沖のほうに右肩下がりに下がっているという状況であります。高さ的には測っておりません。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 山口ですけれども、30ページのコロナワクチンの接種事業なんですけど、9月分からということですね、これは7回目になるのか、それとも今までの6回その他の未接種者を対象にしているのか、それで大体何名くらい予定しているのか、その点をお尋ねしたい。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 ご質問にお答えいたします。7回目というのは、最大7回目の方がいらっしゃるということで、高齢者の大部分の方が毎回受けていただいておりますので、そういった方で最大7回目の方がいらっしゃると。対象となるのは一応接種ができる全年齢ということになりますので、例えば2回までしか受けてない方については3回目となりますし、5回まで4回までと、それぞれ受けられている方が希望されれば、もう一回打てるという形になります。

対象につきましては、今現在春時期に受けられた方が2,190人いらっしゃいますので、これは65歳以上の方なんですけども、この方たちはそらくもう1回受けられるかなというふうに思っております。それ以外の方で、60歳以下で交付した接種券を全て使っていらっしゃる方が2,600名、接種券を使ってらっしゃらない方がそれと別に4,000人程度いらっしゃるので、接種される人数としましては、大体6,000名程度なのかなというふうに担当課としては推測をしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

9 番 堀 池 24ページなんですけれども、総務費で総務管理費の庁舎管理費。ここで、旧別館改修費2階トイレの価格高騰の関係。これ、大体いつぐ

らいから着手予定を考えておられるのか。

もう一点、その下のほうで賦課徴収税の分で150万と出てると。ここは町民税・県民税の関係の還付とあるんですけれども、どういう内容なのかちょっと確認したいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい、お答えいたします。この旧別館の改修については、今回補正を行いまして、その後に起工を行い10月の月上旬に入札を予定しております。その後契約を行うとすぐに着手する予定ではあるんですけれども、やはり原材料の入り方とか議会の会期中、そういった部分を検討しながら業者と打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

議 _____ **長** 税務課長。

税務課長 2款2項2目22節償還金利子及び割引料、1細節賦課徴収費150万の増額についてご説明いたします。

こちらにつきましては、法人町民税の確定申告及び個人町県民税の更正に伴い、歳出還付が発生しましたことにより、150万円増額するものでございます。法人住民税は、前年度の法人税額が20万円を超える法人税につきまして、事業開始の6か月から2か月以内に中間申告の予定申告及び納税が義務付けられております。これにつきましては決算を迎え、決算日の翌日から2か月以内に確定申告及び納税をすることになります。

確定申告により、法人住民税が予定納付よりも少なかったために還付が生じることになっております。また、個人住民税におきましては、住宅借入控除や扶養の申告を遡って行った方につきまして、還付が生じてきますので、この分につきまして発生したものでございます。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。山口議員。

3番山口 40ページです。災害復旧の町道岩立線、やっとこれ予算にあがってきたかなという気がいたします。随分長い間、不自由を来たしてると思います。これは長崎から波佐見方面に抜ける道、それから波佐見から長崎に抜けるその迂回路としてかなりの車が利用しているわけなんですけれども、この城山岩立線のですね、これが今から設計委託をやって、工事ということになるんですけれども、恐らくそういう予定だろうと思うんですけれども、こ

れが大体どれくらいの工期で予定されているのか、今年度中に完成するのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 城山岩立線の災害復旧の関係なんですが、9月以降、国のほうからの交付決定を受けた後、設計を進め、工事のほうは年度内着手という考えの中、完成は3月末を目指していきたいと考えているところでございます。以上です。

議 長 ほかに。田口議員。

10番田口 2点お聞きします。1点目は18ページの歳入のほうですが、消防団員安全装備品整備等助成金というものは、どこからその助成金が出されるのかという点をお聞きします。

それから2点目はちょっと飛びますが、34ページの道路新設改良事業費の中倉線の関係ですが、550万円という説明でしたけど、先ほども説明ありましたが、もう一回説明をお願いしたいと思います。以上2点です。

総務課長 はい、お答えいたします。18ページの消防団員安全装備品整備等助成金であります。その補助につきましては長崎県市町村総合事務組合の事業となっております。そちらからの補助となっております。以上です。

議 長 建設課長。

建設課長 田口議員のほうからご質問がありました中倉線のほうの補正内容なのですが、今回、今までちょっと難航しておりました地権者のほうから内諾を受けたということで本事業を進めることと、まずなっております。

今回補正する内容につきましては、その地権者の方に対しましての補償費、物件補償となり、建物の補償費となりますが、平成30年に一度算定をしておりましたが、今回改めてその単価等の見直しをするための再算定費、それともう1件別の地権者の関係があるんですが、その地権者に対しましての1件補償調査費、これ主に立ち木になってきます。桜並木等がありますので、その立ち木の補償費が主になってくると思いますが、その算定業務を行う内容。もう1件委託につきましては、接続に伴いまして道路の設計を改めて行う必要があったということで、その設計費を計上しているところでござ

います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

1 1 番 小 田 はい。1 1 番、小田です。3 4 ページの中ほどです。町道馬場線のことで、ここで工事にかかるのに相続の問題が発生していたというふうなことをお聞きをしておりましたけれども、今回のこの法的手続きをとることによって、スムーズに工事に入れるような段取りになるのか、その工事はいつ頃から取りかかっていたのかということをお尋ねいたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 町道馬場線のほうなんです、こちらのほう 1 件どうしても用地の相続の関係で町の買収が進んでおりませんでした。実際、用地の関係者の相続人のお一人が行方不明状態になっておりまして、印鑑をいただけないという状況で、今回家裁のほうに申入れをいたしまして、予納金を納める。その後、弁護士等の方たちがその予納金をもとに調査を進めながら手続きを進めていくということで、今後のスケジュールというのは申し訳ございません、はっきりまだ見えておりません。前に進み出すと考えているところではございますが、今のところこれがどの段階で相続関係が終わり、その後の着手になるかということは申し訳ございませんが、この場では申すことができません。以上です。

議 長 炭谷議員。

5 番 炭 谷 5 番、炭谷です。3 2 ページの農林水産業費の中で棚田出張費ということで組んでありますけれども、場所がどこであるのか、何人ぐらい出掛けられるのかということと、まつりそのものに補助が多分されていると思いますけれども、その金額というのがどこの中に入っているのかということです。以上です。

議 長 産業振興課長。

産 業 振 興 課 長 炭谷議員の質問にお答えします。全国棚田サミットにおきましては、和歌山県で1 1 月 1 8 日に開催の予定であります。補正予算で上げております、旅費、需用費、負担金、補助及び交付金につきましては、木場中山間管理組合のほうから職員に対して同行の依頼がありましたので、その職員費の計上であります。この棚田サミットの木場中山間管理組合の参加につきましては、その組合のほうからの支出ということになります。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 23ページ・24ページの総務費の中の情報システム管理費で6万4,000円、通信アプリ等LINEを使っての証明書交付とおっしゃって、昨日ちょっとそのことについては質問したので、おっしゃったと思うんですけども、緊張していて、何の証明がいつごろからできるっていうことをもう一度教えていただきたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。再度説明をいたします。証明書につきましては、住民福祉課で発行しております住民票関係、それから印鑑証明書関係、それから税務課の納税証明書等そういった関係の証明書の発行を予定しております。

それと、時期については令和6年1月の開始を目指しておりますが、契約関係により、多少ずれることはあると思いますが、年明け早々に始めたいというふうに考えております。以上です。

議 長 追加答弁ですか。税務課長。

税 務 課 長 先ほど総務課長から納税証明書と言われた分について、ちょっとご説明します。税務課の証明書等につきましては、現在、所得証明書、課税証明書を予定しております。納税証明書はスタートにおいては対象としないこととしております。オンライン申請がスムーズに進んだところで、またこちらの納税証明書については検討していきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番 小 谷 18ページの宝くじ基金の交付の分が減額されているんですけども、説明で今年は交付されなくなったという説明があったんですが、その交付されたり、されなかったりするような性質のものなのか、今までずっと継続していたのがここで止まったのか、そこら辺の説明をお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 ご質問にお答えします。こちらの宝くじ基金、サマージャンボ分につきましては、従前から毎年交付されておるものです。ただ、事務局に確認しますと、この交付金につきましては宝くじの収益を主な原資として各市基礎自治体に交付されるものですが、その交付額とその収益が採算が取れていないというところで、一部別の基金を取り崩して配分をなされていたと

いう状況であったようです。そういうところで、その収益がもうそもそも交付額に満たないというところで、採算が成り立たないということから今後はもう交付されないということで聞いております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。増山議員。

2 番 増 山 2番、増山真理です。27ページ・28ページの障害者福祉費72万円、医療的ケア児訪問型レスパイト事業とありますけれども、これのレスパイトもいろいろあると思うんですけど、どのようなものを想定されているのか教えてください。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 このレスパイトというと、いろいろ幅広く意味するところかと思えますけれども、まず、レスパイトといいますと一時休止とか、一時休息とか、そういう意味でございまして、今回事業する内容としましては、医療的ケア児の訪問型レスパイト事業ということを実施する予定でございまして。具体的な事業の内容としましては、医療的ケア児の看護のために訪問看護を利用した経費の一部を助成するといった内容でございまして。対象者としては、いわゆる人工呼吸器、それからたん吸引とか経管栄養などの日常生活に不可欠な支援が必要な訪問看護を利用している在宅の障害児の家族ということでございまして。障害児の年齢は0歳から18歳までということでございまして。以上でございまして。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:50)

日程第3 議案30号

議 **長** 次に、日程第3、議案第30号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第30号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,364万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,366万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものとしまして、歳入については、令和4年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額であります。

また、歳出においては、総務費の増額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、国民健康保険法施行令の一部改正及び国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税システムの改修が必要となるため、委託料を予算計上するものであります。

なお、課税システムの改修の内容としましては、令和 6 年 1 月に出産を予定しております被保険者の産前産後の保険税の一部免除をするという制度が施行されることとなっておりまして、産前 1 か月、産後 3 か月に係る、うちの場合でいきますと国民健康保険税、これを免除するためのシステムの改修となります。次のページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項 4 目償還金は、前年度国庫支出金の精算に伴う返納金であります。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。次に歳入を説明します。6 ページ・7 ページをお開きください。

7 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金は、前年度繰越額の確定によります増額補正であります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:55)

日程第4 議案31号

議 _____ **長** 次に、日程第4、議案第31号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第31号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,850万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出から説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の増額補正であります。令和4年度の出納閉鎖期間中に納付されました保険料相当額を広域連合に納付するものであります。次のページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより計上するものであります。次に、歳入をご説明いたします。6ページ・7ペー

ジをお開きください。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による増額補正であります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 58)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(10 : 58)

(…休 憩…)

(11 : 10)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案32号

議 **長** 次に、日程第5、議案第32号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第32号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,860万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,860万4,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入については、令和4年度の決算確定に伴う前年度繰越金の増額、介護給付費基金繰入金の減額であり、歳出については、令和4年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・県の支払基金等への精算返還金に係る増額が主なものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。10ページ・11ページをお開きください。歳出から説明します。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、介護保険の認定調査件数の増加を見込むことから、認定調査に係るパートタイム会計年度任用職員を1人増員するために、1節報酬及び3節職員手当等の人件費をそれぞれ増額し、4節共済費では当初予算の計上に誤りがあったことから減額するものです。

12節委託料では、町外居住者等の認定調査業務の外部委託について、予算が不足する見込みであることから増額するものです。次のページをお願いします。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費の説

明欄の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、職員手当に不足が生じる見込みであるため、3節職員手当等を増額し、同じく説明欄の一般介護予防事業費につきましては、当初予算において、今年度の水中運動教室の実施計画に応じた積算計上を誤っていたことから、当該事業費が不足することとなりますので、不足する所要額を12節委託料に増額するものです。

同じく2目包括的支援事業・任意事業費の説明欄、包括的支援事業費（包括支援センターの運営）では、職員手当に不足が生じる見込みであるため、3節職員手当等を増額するものです。

同じく説明欄、包括的支援事業費（社会保障充実分）につきましては、東彼三町が東彼杵郡医師会に業務委託している東彼杵郡在宅医療・介護連携支援センターたんぼぼの運営において、配置する職員の交代引継ぎ期間の人件費等の経費が増加しており、この所要額を負担する必要があることから、12節委託料を増額するものであります。次のページをお開きください。

6款諸支出金、1項2目償還金につきましては、令和4年度の介護保険給付費及び地域支援事業費等の国・県及び社会保険診療報酬支払基金の負担における精算に伴う返納金を増額するものでございます。

同じく2項1目一般会計繰出金につきましては、令和4年度の介護保険給付費、地域支援事業費及び事務費等の町負担の精算に伴う返還分として、27節繰出金を増額するものでございます。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額するものでございます。次に、歳入についてご説明いたします。6ページ・7ページをお開きください。

8款繰入金、1項3目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、過年度分として、4年度分の精算に伴う繰入金の増額です。

同じく2項1目介護給付費基金繰入金につきましては、次に説明します9款繰越金の増額補正により、基金を取り崩し、財源を確保する必要がないと見込まれることから、当初予算で計上した全額を減額するものでございます。次のページをお開きください。

9款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額でございます。なお、説明欄には繰越金の内訳を示しております。以上で、説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:18)

日程第6 議案33号

議 長 次に、日程第6、議案第33号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第33号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第

1回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、資本的支出において、550万円を増額し、支出予算の総額を5億129万円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 それでは説明いたします。まず、2ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書の支出について説明いたします。

1款1項1目下水道建設改良費において、川棚浄化センターの沈砂池棟で稼働する主ポンプが故障し稼働不可となったことから、急遽ポンプを取り替える必要が生じたため、工事請負費の額を550万円増額するものであります。

1ページには予算実施計画書、3ページ・4ページには予定損益計算書、5ページ・6ページには予定貸借対照表、7ページ・8ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。次に、議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算書の第4条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しており、本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,723万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,384万8,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,761万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4,576万6,000円で補填するものとする。」に改めております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 2)

日程第7 議案第34号

議 **長** 次に、日程第7、議案第34号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 **長** 議案第34号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、条例の改正内容につきましてご説明をいたします。

新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

国が定めております、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらの第15条及び第44条の規定が改正をされております。この改正によりまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づく保育所における保育の内容を厚生労働大臣から内閣総理大臣が定める指針ということで、定める者が変更されております。

これに合わせまして、条例第15条第1項第4号及び第44条を改正するものであります。

また、同じく国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第48条の規定において、「利用定員の定員」という文言が「利用定員」に改められましたので、これに合わせまして、条例の第48条についても改正するものであります。それでは、改正文の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。炭谷議員。

5 番 炭 谷 この今の項目の変更についての川棚町内の事業所というのが、いくつぐらいにあって、収容人員というのがわかればお願いしたいんですけど。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 すみません。今手元に正確な数値を持ち合わせておりませんが、後ほど確認してお答えしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

議 長 質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:27)

日程第8 議案第35号

議 長 次に、日程第8、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますの

で、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、私のほうから改正の内容につきまして、ご説明をいたします。新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

国が定めております、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第25条の規定が改正をされまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づく保育所における保育の内容を厚生労働大臣から内閣総理大臣が定めることと変更をされておりますので、この基準の改正に合わせて、条例第25条の規定を改正するものであります。改正文の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:30)

日程第9 議案第36号

議 **長** 次に、日程第9、議案第36号「川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第36号「川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

子ども・子育て支援法が令和4年6月22日に改正されたことに伴い、川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、私のほうから改正の内容につきまして、ご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

先ほど町長が申しましたように、子ども・子育て支援法が令和4年6月22日に改正をされまして、子ども・子育て会議の所掌事務の根拠であります、第77条が第72条に繰り上がっております。これに合わせまして、条例の改正を行うものであります。改正文の附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

議 **長** これから、質疑を行います。ありませんね。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 6 号「川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本件は、可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 6 号「川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 3)

日程第 1 0 議案第 3 7 号

議 **長** 次に、日程第 1 0、議案第 3 7 号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第 3 7 号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

子ども家庭庁が定める、放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴い、川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、条例の改正内容について、ご説明をいたします。

新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

条例の第10条第3項におきまして、「放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」と規定をしております。この規定によりまして、附則の第3条で経過措置として、研修の修了期間を規定をしております。

今回、子ども家庭庁が定めております、放課後児童健全育成事業実施要綱が改正をされまして、「職員の研修期間を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者も含む。」となったことに合わせまして、条例附則第3条を改正するものであります。改正本文の附則をご覧ください。

この条例の施行日は公布の日からとし、令和5年4月1日から適用することとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 6)

日程第11 議案第38号

議 **長** 次に、日程第11、議案第38号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第38号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」について、提案理由をご説明いたします。

現在、工事を進めております、町道上組西部線歩道設置工事につきまして、工事内容の変更により、現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 **長** 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうから説明をいたします。申し訳ございません

ん、説明の前に1点だけ訂正をお願いいたします。

資料のほう2ページ目になります。参考資料とあります。中段に堺橋の架け替え予定工期と記載があります。その項目の2行目、赤字で記載しておりますが、変更後（本工事）第1期の下部工を令和4年9月から令和9年3月までと記載しておりました。申し訳ございません。この分が令和5年9月までという内容になります。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

それでは、議案第38号「工事請負契約の変更」の内容につきまして、ご説明をいたします。まず議案書のほうをご覧ください。

ただいま町長より説明がありましたように、本工事につきましては、工事の一部に変更が生じたことから、契約金額について変更を行う必要となりました。

その契約金額につきましては、議案書項目3、契約金額に記載がありますように、変更前の工事請負金額が1億2,430万円でありましたが、変更後の工事請負金額を1億5,481万4,000円としたもので、変更により3,051万4,000円の増額となっております。

それでは、主な変更内容をご説明いたします。次のページの参考資料をご覧ください。

なお、説明にあたりましては、変更となります工事の概要についてのみとさせていただきます。変更内容は赤字で記載をしております。

工期についてです。

変更前の工期は、完成年月日を令和5年3月20日までとしておりましたが、変更後の工期は、完成年月日を令和5年9月30日までとしております。

工期の延長理由としましては、請負業者であります、株式会社上滝佐世保支店から、令和5年2月22日付けで当初契約でありました完成日、令和5年3月20日を令和5年9月30日までとする工期延期届の請求がなされたことから、その請求に対しまして承認を行ったものであります。

工期の変更理由としましては、仮栈橋の支柱となりますH型鋼を設置するための大型重機の確保が必要とする時期に手配ができなかったこと。仮設工となる仮栈橋の施工数量が増加したこと。狭隘な現場であり、片側交互通行

規制を行いながらの施工であり、十分な施工ヤード及び資材ヤードが確保できないことから、クレーン作業に手間がかかり、また、搬入車両の増加等により、標準工程による日当たり施工量を満足することができなかったことが主な内容であります。

続きまして、参考資料の項目、堺橋の架け替え予定工期の変更についてです。

ただいま説明いたしました、本工事の工期延長に伴いまして、今後の堺橋の架け替え工事の全体竣工についても延長が必要となります。

堺橋の架け替え工事につきましては、工事期間中、片側通行を行いながら、通行止めを生じさせない工事とすることを地元から要望されていることから、架け替え工事を1期工事とする下流側と2期工事とする上流側の2分割にした工事としております。また、1分割ごとを下部工と上部工の2工程に分けたことから、全部で4工程による施工として、全体の完成を令和6年8月までとしておりましたが、本工事の工期延長によるものと、今後の工事契約時期の一部見直しを行ったことから、全体の竣工を令和7年7月までとしております。

続きまして、本工事の概要について説明をいたします。変更点をご説明します。

1. 作業土工です。

V = 6 2 0 立米、変更後 V = 7 1 0 立米。

埋戻 V = 4 3 0 立米、変更後 V = 2 9 0 立米。次のページです。

4. 踏掛版工。

A 1 橋台（右岸側） V = 1 0 立米（L = 5メートル）、変更後中止（別途工事）。

A 2 橋台（左岸側） V = 9 立米（L = 5メートル）、変更後中止（別途工事）。

5. 補強土壁工。

壁面組立（ジオパネル） A = 3 1 平米、変更後中止（別途工事）。

ジオテキスタイル敷設 A = 1 0 8 平米、変更後中止（別途工事）。

6. 仮設工。

仮栈橋（A 1 橋台側・A 2 橋台側） 1 式、変更後 1 式（面積増）。

大型土のう（設置・撤去共）52袋、変更後70袋。

今回の変更額が3,051万4,000円の増額となっており、当初の契約金額の約24.5パーセント増となっております。この増額となった主な要因としましては、ただいま説明をいたしました、項目6仮設工の仮棧橋（A1橋台側、A2橋台側）の面積増にあります。この仮棧橋の設置箇所は、境川の下流側となります。この箇所は、川棚川の堤防となります斜面地となります。この斜面地内に下流側下部工を施工するための工事場所にH型鋼を使用した鉄骨製の仮設の構台を道路面と同じ高さまで組んで設置するものであります。その内容について説明をいたします。次の図面をお開きください。

図面は平面図となります。ただいま説明をいたしました、仮設構台箇所は図面中央付近、境川を中心とした両側にあります、赤線で枠組みを記載している箇所が当初計画していた仮設構台の範囲であり、青で塗り潰している範囲が仮設構台を広くした範囲となります。その面積増分は、当初が226平米であったものが、変更後358平米となり、132平米の面積増であり、当初の面積から約1.6倍となっております。

構台の設置面積を増とする変更が必要となった要因としましては、当初計画しておりました、構台の範囲において、各種大型重機や本杭を施工するためのコンクリート圧送車、ミキサー車等を配置して作業範囲を記載した施工計画を請負業者が作成し検討した結果、現状構台の広さのままでは施工にあたり、現道の路面まで工事用車両等を配置する必要となりました。そのため、当初の構台のままでは現道を通行止めとして施工することになるため、本工事の設計を行いました、コンサルタントや施工管理を委託している長崎県建設技術研究センターの担当者を交えて協議した結果、今回必要となった範囲まで構台を広げる必要としたものであります。

この構台を施工するにあたっては、大型の重機を使用して地面を掘削しながら鋼材を立て込むための施工の費用や、鋼材の費用等、構台を施工するための各単価が高額となっており、構台の面積増分に対しまして、変更額も増加しております。次のページの参考図2をお開きください。

ただいま説明いたしました、構台の立面図が上段となります。その構台を上空から撮影したものが下段の写真の両側のものとなります。A1構台が左

側、A 2 構台側が右側の写真であります。中央の写真は構台設置後、クローラクレーンが配置され、現場の施工を行っている状況の写真となっております。なお、現在の現場の状況としましては、A 1 側のほうの施工は既に完成しており、A 2 側のほうについても今月中旬には完成する見込みとなっております。以上が、工事請負契約の変更内容の説明であります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

1 0 番 田 口 この参考資料の 1 ページでわかりますように、変更前のこの真ん中の工事予定工期の件ですけれども、変更前に下部工が令和 5 年 3 月まで、それから上部工が令和 5 年 7 月までというのが変更前の計画でありますので、本来であれば下部工については 3 月議会で、それから上部工については 6 月議会にかけろべきであったのではないかと思いますけれども、そこはどうなんでしょうか。考え方をお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。田口議員のほうのご質問にお答えいたします。今、ご質問がありました、第 1 期の下部工・上部工のこの 2 点の件なんですけど、まず下部工につきましては、工期のほう先ほど説明させていただきましたように、契約変更をさせていただいて工期の延長をさせていただいております。その分につきましては、議案にある項目ではありませんでしたので、そちらについては決裁を受け、工期を延長させていただいていると。また、工事につきましては工事期間中でありまして、変更額の確定ができてない部分がございますので、今回のこの 9 月定例会でその契約変更を上げさせていただいたことでもあります。

それと、上部工につきましては、こちらにつきましては今から契約をするところがございます。また、金額的には議会の議決を必要とする金額までにはならないと考えているところがございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5 番、炭谷です。この図面で構台を最終的には撤去をされるというふうに思うわけですが、その川棚川の大きな流れの中で既存の防波堤じゃないかというふうに思われるんですけども、その状況は 2 番目の写真でしかちょっと見えないんですけども、この高さの問題は大丈夫なのかなというふうに素人ですけども思いますけど。結局、この工事あとにここを

流れ込んでく境川の水量がスムーズに本流に流れていけるのか、高さがちょっと防波堤は既存のままで、あとは着工をされないというふうに思うんですけども、大丈夫なのかってちょっと思いますけど。どういうふうに見ておられるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 炭谷議員のほうからのご質問であります、境川のほうの流れについてなんですが、境川の流れにつきましては、今の既存の河川を、あそこ落差工という構造物がありますが、若干そこが今からの工事のほうで変更をしていくところがありますが、大きく阻害するとか、変えるようなものではございません。境川につきましては今までどおりの流れは続くと思っています。その上部に今回の橋梁を架けていくということになりますので、境川に対しての影響があるものではないと。また、写真にあります構台のほうの設置につきましても既にこれ撤去はしてるところではあります、河川管理者であります長崎県のほうと専用許可を取る際に川棚川のほうの堤については影響がないよとということ、場所によっては大型土のうを設置し、補強をしながら施工をしておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「工事請負契約の変更（町道上組西部線歩道設置工事

(堺橋 1 期下部工及び附帯工))」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号「工事請負契約の変更(町道上組西部線歩道設置工事(堺橋 1 期下部工及び附帯工))」は、可決されました。

(1 1 : 5 5)

日程第 1 2 請願第 2 号

議 _____ **長** 次に、日程第 1 2、請願第 2 号「生きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第 2 号「生きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号「生きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(1 1 : 5 5)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 1 : 5 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村 井 達 己

会議録署名議員 毛 利 喜 信

会議録署名議員 小 牟 田 一 紀